

社会福祉法人慶信会 役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶信会（以下「この法人」という）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員、評議員、評議員選任・解任委員及びこの法人の事業運営のための地域代表者等として委嘱する各委員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事長及び常務理事をさし、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける金銭とする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び経費をいう。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 報酬等の支給方法及び支給日は、職員の給与の支払い方法及び支給日に準じる。

常勤理事に対する報酬等の額は別表1に定める範囲内で理事会において決定する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 別表1による
- (2) 非常勤の役員 無報酬
- (3) 評議員 無報酬

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がこの法人の職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員の費用弁償の額は、別表第2に定めるとおりとする。また、出張に要する費用（宿泊費含む）を、職員の旅費規程に準じて支給することが出来る。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 案)

第7条 この規程の改案は、評議員会の承認を受けて行う。

付則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和4年4月1日施行のこの規程は廃止する。

別表1 常勤理事の報酬

理事長	月次報酬500,000円の範囲内
常務理事	月次報酬500,000円の範囲内

別表2 役員、評議員、評議員選任・解任委員、委嘱する各委員等の費用弁償

区 分	費用弁償の額
理事会、評議員会	1回につき5,000円
上記の他、法人・施設のための業務出席	1回につき5,000円